

令和7年度土木工事標準積算基準（令和7年9月24日付第202500155182号県土整備部長通知）の一部を以下のように改定する。

改定後	改定前																																						
<p>第1編 総則 第1章～第2章 (略) 第3章 一般管理費等及び消費税等相当額 ①一般管理費等 1.～4. (略) 別表第1 (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">工事原価</td> <td style="text-align: center;">500万円以下</td> <td style="text-align: center;">500万円を超え30億円以下</td> <td style="text-align: center;">30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般管理費等</td> <td style="text-align: center;">25.13%</td> <td style="text-align: center;">一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td style="text-align: center;">10.63%</td> </tr> </table> <p>(2)算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343$ (%) ただし、G_p：一般管理費等率 (%) C_p：工事原価 (円) (注) 1. G_p の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(二)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(中略)</p> <p>第4章～第8章 (略)</p> <p>第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 ①土木請負工事における現場環境改善費の積算 1.～2. (略) 3. 積算方法 (1) (中略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額：Pi</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">大都市 (1), (2) 市街地</th> <th style="text-align: center;">左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = 45.9 \cdot \text{Pi}^{-0.175}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;">$i = 32.5 \cdot \text{Pi}^{-0.202}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ハ.～ホ. (略)</p> <p>(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、(1)イ.の算出式により算出される現場環境改善費の100%を上限とする。なお、工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上することができるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%	対象額：Pi	現場環境改善費率：i (%)		大都市 (1), (2) 市街地	左記以外	直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot \text{Pi}^{-0.175}$		5億円を超える場合	$i = 32.5 \cdot \text{Pi}^{-0.202}$	<p>第1編 総則 第1章～第2章 (略) 第3章 一般管理費等及び消費税等相当額 ①一般管理費等 1.～4. (略) 別表第1 (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">工事原価</td> <td style="text-align: center;">500万円以下</td> <td style="text-align: center;">500万円を超え30億円以下</td> <td style="text-align: center;">30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般管理費等</td> <td style="text-align: center;">23.57%</td> <td style="text-align: center;">一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td style="text-align: center;">9.74%</td> </tr> </table> <p>(2)算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$ (%) ただし、G_p：一般管理費等率 (%) C_p：工事原価 (円) (注) 1. G_p の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(二)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(中略)</p> <p>第4章～第8章 (略)</p> <p>第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 ①土木請負工事における現場環境改善費の積算 1.～2. (略) 3. 積算方法 (1) (中略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額：Pi</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">大都市 (1), (2) 市街地</th> <th style="text-align: center;">左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = 56.6 \cdot \text{Pi}^{-0.174}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;">$i = 39.9 \cdot \text{Pi}^{-0.201}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ハ.～ホ. (略)</p> <p>(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。</p> <p>(3) (略)</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	対象額：Pi	現場環境改善費率：i (%)		大都市 (1), (2) 市街地	左記以外	直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot \text{Pi}^{-0.174}$		5億円を超える場合	$i = 39.9 \cdot \text{Pi}^{-0.201}$
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																				
一般管理費等	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%																																				
対象額：Pi	現場環境改善費率：i (%)																																						
	大都市 (1), (2) 市街地	左記以外																																					
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot \text{Pi}^{-0.175}$																																					
	5億円を超える場合	$i = 32.5 \cdot \text{Pi}^{-0.202}$																																					
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																				
一般管理費等	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																				
対象額：Pi	現場環境改善費率：i (%)																																						
	大都市 (1), (2) 市街地	左記以外																																					
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot \text{Pi}^{-0.174}$																																					
	5億円を超える場合	$i = 39.9 \cdot \text{Pi}^{-0.201}$																																					

[別表-1]

計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1.昇降設備の充実, 2.環境対策の充実 3. ICT 設備の充実, 4. 作業負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実 (交通誘導警備員待機室を含む) 4. 衛生設備・厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策, 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等
地域連携	1. 広報活動等 (完成予想図, パンフレット, 工法説明, PR 看板等) 2. 見学会・イベント等の開催 (見学施設等設置・管理運営等含む) 3. 社会貢献・地域対策費等 (地域行事等の経費含む) 4. 現場景観向上 (美装化・デザイン看板等)

(中略)

[別表-1]

計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1.用水・電力等の供給設備, 2.緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等)
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献

(中略)

第Ⅱ編 共通工

第1章～第3章 (略)

第4章 コンクリート工

①～③ (略)

④鉄筋工

1. 適用範囲

本資料は、河川・海岸・道路・水路・橋梁・トンネル等の鉄筋構造物のうち、現場における加工・組立及び継手に適用する。

なお、鉄筋は普通鉄筋、異形棒鋼問わず適用できるものとする。また、鉄筋工の継手は重ね継手を標準とし、ガス圧接継手や機械式継手（グラウト）、機械式継手（ねじ加工）の場合は材料費・設置手間を別途計上する。

1-1 適用出来る範囲

1-1-1 加工・組立

- (1) 一般構造物（鉄筋径：10mm～51mm）
- (2) 橋梁用床版（鉄筋径：13mm～25mm）
- (3) 場所打ち杭の鉄筋かご（鉄筋径：13mm～35mm）
- (4) トンネル内構造物（鉄筋径：10mm～51mm）
- (5) 差筋および杭頭処理（鉄筋径：10mm～51mm）

1-1-2 継手

- (1) 鉄筋構造物の組立作業における手動式（半自動式）のガス圧接継手
- (2) 鉄筋径16mm～51mmまでのガス圧接継手
- (3) 現場で打設する鉄筋コンクリート構造物の組立作業における軸方向鉄筋の機械式継手工
- (4) ロックナットが無く、有機系グラウト材を用いるねじ節鉄筋継手（グラウト固定方式）
- (5) スリーブ圧着ネジ継手、摩擦圧接ネジ継手
- (6) 鉄筋径13mm～51mmまでの機械式継手

1-2 適用出来ない範囲

1-2-1 加工・組立

- (1) ダム本体工事における鉄筋工
- (2) 鉄筋工の歩掛が個別に設定されている工種（コンクリートブロック積（張）工、コンクリート舗装工、橋梁地覆補修工、ポストテンション桁製作工、PC橋架設工、ポストテンション場所打ホロースラブ橋工、ポストテンション場所打箱桁橋工、伸縮装置工、沓座拡幅工）

1-2-2 継手

- (1) 熱間押抜法によるガス圧接継手
- (2) プレキャスト（継手内蔵）、コンクリート打継面（鉄筋継手を一断面に集めて配置）の接合
- (3) ロックナット付、無機系グラウト材を用いるねじ節鉄筋継手（グラウト固定方式）
- (4) モルタル充填継手

第Ⅱ編 共通工

第1章～第3章 (略)

第4章 コンクリート工

①～③ (略)

(新規)

2. 施工概要

2-1 施工内容

2-1-1 加工・組立

鉄筋を設計図に示された形状及び寸法に一致するように、鉄筋加工機等を用いて加工し、鉄筋結束線等により組立てる工法である。

2-1-2 ガス圧接継手

2本の鉄筋を酸素とアセチレンなどの可燃性ガスの火炎によって金属端面を高温に加熱し、同時に軸方向の圧力をかけることで接合を行う工法である。

2-1-3 機械式継手（グラウト）

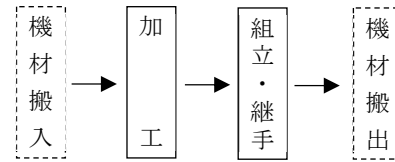
2本の鉄筋を、カプラー（スリーブ）と鉄筋の隙間に高強度のグラウト材を注入・硬化させることで接合を行う工法である。

2-1-4 機械式継手（ねじ加工）

2本の鉄筋を、グラウトを使わず、ロックナット等をトルクレンチ等で締め付けることで機械的に固定し接合を行う工法である。

2-2 施工フロー

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

図2-1 施工フロー図

3. 施工歩掛

3-1 加工

3-1-1 施工歩掛

加工の歩掛は、次表を標準とする。

表3.1 加工歩掛 (1t 当り)

名称	単位	規格	鉄筋径 (mm)						
			10~13	16~25	29~32	35	38	41	51
土木一般世話役	人		0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
鉄筋工	〃		2.3	1.7	1.2	1.1	1.0	1.0	0.8
普通作業員	〃		0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ラフテレーンクレーン運転	日	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t 吊	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
諸雑費	%		12						

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
 2. 鉄筋強度、長さを問わず、同一歩掛とする。
 3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。
 4. フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費、鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。
 5. フレア溶接を行う場合は、フレア溶接費用を別途計上する。
 6. 諸経費は鉄筋曲機・鉄筋切断機・電力にかかる経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。
 7. 鉄筋加工に伴う現場内小運搬を含む。

3-1-2 鉄筋使用量

鉄筋の使用量は次式による。

使用量 (t) = 設計量 (t) × (1+K) 式 3.1

K: ロス率

表3.2 ロス率 (K)

ロス率	+0.03
-----	-------

3-2 組立

3-2-1 一般構造物

一般構造物における組立の歩掛は、次表を標準とする。

表3.3 組立歩掛（一般構造物） (1t 当り)

名称	単位	規格	鉄筋径 (mm)						
			10~13	16~25	29~32	35	38	41	51
土木一般世話役	人		0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1
鉄筋工	〃		3.5	2.9	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1
普通作業員	〃		0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
ラフテレーンクレーン運転	日	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t 吊	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
諸雑費	%		8				11		

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
 3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。
 4. 組立架台や組立鋼材（形鋼）を必要とする場合には、別途計上する。
 5. 組立に伴う現場内小運搬を含む。
 6. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー、スペーサ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。
 7. 組立の歩掛には、鉄筋材料の費用が含まれていないため必要に応じて別途計上する。

3-2-2 橋梁用床版

橋梁用床版における組立の歩掛は、次表を標準とする。

表3.4 組立歩掛（橋梁用床版） (1t 当り)

名称	単位	規格	鉄筋径 (mm)	
			13	16~25
土木一般世話役	人		0.4	0.4
鉄筋工	〃		3.2	2.6
普通作業員	〃		0.2	0.2
ラフテレーンクレーン運転	日	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t 吊	0.07	0.07
諸雑費	%		14	

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
 3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。
 4. 組立架台や組立鋼材（形鋼）を必要とする場合には、別途計上する。
 5. 組立に伴う現場内小運搬を含む。
 6. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー、スペーサ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。
 7. 組立の歩掛には、鉄筋材料の費用が含まれていないため必要に応じて別途計上する。

3-2-3 場所打鉄筋かご

場所打鉄筋かごにおける組立の歩掛は、次表を標準とする。

表3.5 組立歩掛（場所打鉄筋かご） (1t 当り)

名称	単位	鉄筋径 (mm)			
		13	16~25	29~32	35
土木一般世話役	人	0.4	0.3	0.2	0.2
鉄筋工	〃	2.8	2.1	1.6	1.1
普通作業員	〃	0.2	0.2	0.1	0.1
諸雑費	%	6			

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
 3. 組立架台を必要とする場合には、別途計上する。
 4. 組立に伴う現場内小運搬を含む。
 5. 場所打杭用かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立てる場合に適用し、掘削坑内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。
 6. 固定金具や補強材（補強リング）の設置手間は含むが、材料費は含まない。
 7. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材およびスペーサの重量は含まない。ただし、補強材およびスペーサに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材およびスペーサの重量を加算する。
 8. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。
 9. 組立の歩掛には、鉄筋材料の費用が含まれていないため必要に応じて別途計上する。

3-2-4 トンネル内構造物

トンネル内構造物における組立の歩掛は、次表を標準とする。

表3.6 組立歩掛（トンネル内構造物） (1t 当り)

名称	単位	規格	鉄筋径 (mm)						
			10~13	16~25	29~32	35	38	41	51
トンネル世話役	人		0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1
トンネル特殊工	〃		3.5	2.9	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1
トンネル作業員	〃		0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
ラフテレーンクレーン運転	日	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) 最大吊上能力 25t 吊	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11
諸雑費	%		8			11			

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
 3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。
 4. 組立架台や組立鋼材（形鋼）を必要とする場合には、別途計上する。
 5. 組立に伴う現場内小運搬を含む。
 6. 諸雑費は鉄筋結束機及び結束線、ハッカー、スペーサ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。
 7. 組立の歩掛には、鉄筋材料の費用が含まれていないため必要に応じて別途計上する。

3-2-5 差筋および杭頭処理

差筋および杭頭処理の組立歩掛は、次表を標準とする。

表3.7 組立歩掛（差筋および杭頭処理） (1t当り)

名称	単位	鉄筋径 (mm)						
		10~13	16~25	29~32	35	38	41	51
土木一般世話役	人	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1
鉄筋工	〃	3.3	2.8	2.0	1.6	1.3	1.1	1.0
普通作業員	〃	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
諸雑費	%	2						

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
 3. 組立に伴う現場内小運搬を含む。
 4. 諸雑費は電気溶接機、電力にかかる経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。
 5. 組立の歩掛には、鉄筋材料の費用が含まれていないため必要に応じて別途計上する。

3-3 継手

3-3-1 ガス圧接継手

構造物等によりガス圧接を必要とする場合には、次表を標準とする。

表3.8 ガス圧接継手歩掛 (100箇所当り)

名称	単位	鉄筋径 (mm)					
		16~25	29~32	35	38	41	51
土木一般世話役	人	0.2	0.5	0.6	0.8	0.9	1.5
鉄筋工	〃	0.5	1.3	1.7	2.1	2.5	4.2
溶接工	〃	1.2	2.9	4.3	5.0	6.1	10.2
普通作業員	〃	0.4	1.0	1.3	1.6	1.9	3.2
アセチレンガス	kg	5.0	6.5	21.0	35.0	38.5	105.0
酸素	m3	5.0	6.5	14.0	23.0	27.4	70.0
諸雑費	%	8					

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
 3. 径違いの接合の場合は上位規格の径を適用する。
 4. 圧接前の配筋および圧接後の鉄筋の切断費用、試験費用は含まない。
 5. 諸雑費はガス圧接装置・電力にかかる経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

3-3-2 機械式継手（グラウト）

(1) 施工歩掛

構造物等により機械式継手（グラウト）を必要とする場合には、次表を標準とする。

表 3. 9 機械式継手（グラウト）歩掛 (100 箇所当り)

名称	単位	鉄筋径 (mm)						
		13	16~25	29~32	35	38	41	51
土木一般世話役	人	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
鉄筋工	//	3.4	4.0	4.5	4.7	4.8	5.0	5.3
普通作業員	//	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
諸雑費	%	1						

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
 3. 径違いの接合の場合は上位規格の径を適用する。
 4. グラウト材については、必要量を計上する。
 5. 諸雑費は手動式注入器等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

(2) グラウト材使用量

グラウト材の使用量は次式による。

$$\text{使用量 (個)} = \text{設計量 (個)} \times (1+K) \dots \dots \dots \text{式 3.2}$$

K: ロス率

表 3. 10 ロス率 (K)

ロス率	+0.03
-----	-------

3-3-3 機械式継手（ねじ加工）

構造物等により機械式継手（ねじ加工）を必要とする場合には、次表を標準とする。

表 3. 11 機械式継手（ねじ加工）歩掛 (100 箇所当り)

名称	単位	鉄筋径 (mm)						
		13	16~25	29~32	35	38	41	51
土木一般世話役	人	0.8	1.0	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5
鉄筋工	//	1.3	1.7	2.1	2.2	2.4	2.5	2.7
普通作業員	//	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
諸雑費	%	1						

- (注) 1. 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一歩掛とする。
 2. 鉄筋強度、長さに関わらず同一歩掛とする。
 3. 径違いの接合の場合は上位規格の径を適用する。
 4. 鉄筋本体の材料費は異形棒鋼を計上する。
 5. 諸雑費はトルクレンチ等の費用であり、労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

4. 単価表

(1) 鉄筋加工 1t 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.1
鉄筋工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
ラフテレーンクレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 排出対策型 (2014 年規制) 最大吊上能力 25t 吊	日		〃 機械賃料
鉄筋材料	径〇〇mm	t		式 3.1
諸雑費		式	1	表 3.1
計				

(2) 鉄筋組立 (一般構造物) 1t 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.3
鉄筋工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
ラフテレーンクレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 排出対策型 (2014 年規制) 最大吊上能力 25t 吊	日		〃 機械賃料
諸雑費		式	1	表 3.3
計				

(3) 鉄筋組立 (橋梁用床版) 1t 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.4
鉄筋工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
ラフテレーンクレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 排出対策型 (2014 年規制) 最大吊上能力 25t 吊	日		〃 機械賃料
諸雑費		式	1	表 3.4
計				

(4) 鉄筋組立 (場所打鉄筋かご) 1t 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.5
鉄筋工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
諸雑費		式	1	〃
計				

(5) 鉄筋組立 (トンネル内構造物) 1t 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
トンネル世話役		人		表 3.6
トンネル特殊工		〃		〃
トンネル作業員		〃		〃
ラフテレーンクレーン賃料	油圧伸縮ジブ型 排出対策型 (2014 年規制) 最大吊上能力 25t 吊	日		〃 機械賃料
諸雑費		式	1	表 3.6
計				

(6) 鉄筋組立（差筋および杭頭処理）1t 当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.7
鉄筋工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
諸雑費		式	1	〃
計				

(7) ガス圧接継手 100 箇所当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.8
鉄筋工		〃		〃
溶接工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
アセチレンガス		kg		〃
酸素		m3		〃
諸雑費		式	1	〃
計				

(8) 機械式継手（グラウト）100 箇所当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.9
鉄筋工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
継手		セット	100	
グラウト材		個		式 3.2
諸雑費		式	1	表 3.9
計				

(9) 機械式継手（ねじ加工）100 箇所当り単価表

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人		表 3.11
鉄筋工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
継手		セット	100	
諸雑費		式	1	表 3.11
計				

(中略)

第IV編 道路

第1章～第6章 (略)

第7章 橋梁工

①鋼橋製作工

1. (略)

2. 材料費

2-1～2-7 (略)

2-8 溶接材料費及び副資材費

(1) (略)

(2) 副資材費

副資材費は、工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で、加工鋼重（購入部品を除いた鋼材の質量）当り溶接材料込みで 19,700 円/t とする。

(中略)

(中略)

第IV編 道路

第1章～第6章 (略)

第7章 橋梁工

①鋼橋製作工

1. (略)

2. 材料費

2-1～2-7 (略)

2-8 溶接材料費及び副資材費

(1) (略)

(2) 副資材費

副資材費は、工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で、加工鋼重（購入部品を除いた鋼材の質量）当り溶接材料込みで 18,200 円/t とする。

(中略)

第VI編 土木工事標準単価および市場単価

第1章 (略)

第2章 市場単価

(削除)

- ①インターロッキング工
- ②防護柵設置工
- ③法面工
- ④道路植栽工
- ⑤橋梁付属物工
- ⑥薄層カラー舗装工
- ⑦道路標識設置工
- ⑧道路付属物設置工
- ⑨公園植栽工

(削除)

- ⑩橋面防水工
- ⑪グルーピング工
- ⑫鉄筋挿入工(ロックボルト工)
- ⑬コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)

(中略)

運用編

第1章 総則

- 1) (略)
- 2)間接工事費
- 2)-1 共通仮設費
- 1.～5. (略)
- 6. 営繕費
- (1)～(2) (略)

(3)快適トイレの計上費用

- 1)快適トイレの費用は、57,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。
※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円(従来品)を除いた額。
- 2)計上費用は、「積算上の差額」と「57,000円/基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費(営繕費)に計上するものとする。(特殊集計区分の設定は行わない。)
- 3)ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円/基・月上限まで計上可能とする。

4)積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、積上計上しない。

【計上方法例】

- 1)実際に導入した快適トイレ費用 70,000円/基・月の場合(積算上の差額：60,000円)
積算で計上する費用：57,000円/基・月
- 2)実際に導入した快適トイレ費用 40,000円/基・月の場合(積算上の差額：30,000円)
積算で計上する費用：30,000円/基・月
- 3) (削除)

- 4) (削除)

以下略

第VI編 土木工事標準単価および市場単価

第1章 (略)

第2章 市場単価

①鉄筋工

- ②インターロッキング工
- ③防護柵設置工
- ④法面工
- ⑤道路植栽工
- ⑥橋梁付属物工
- ⑦薄層カラー舗装工
- ⑧道路標識設置工
- ⑨道路付属物設置工
- ⑩公園植栽工

⑪軟弱地盤処理工

- ⑫橋面防水工
- ⑬グルーピング工
- ⑭鉄筋挿入工(ロックボルト工)
- ⑮コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)

(中略)

運用編

第1章 総則

- 1) (略)
- 2)間接工事費
- 2)-1 共通仮設費
- 1.～5. (略)
- 6. 営繕費
- (1)～(2) (略)

(3)快適トイレの計上費用

- 1)快適トイレの費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。(102,000円/2基・月が上限)
※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円(従来品)を除いた額。
- 2)計上費用は、「積算上の差額」と「51,000円/基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費(営繕費)に計上するものとする。(特殊集計区分の設定は行わない。)
- 3)ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月上限まで計上可能とする。

4)積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、積上計上しない。

【計上方法例】

- 1)実際に導入した快適トイレ費用 70,000円/基・月の場合(積算上の差額：60,000円)
積算で計上する費用：51,000円/基・月
- 2)実際に導入した快適トイレ費用 40,000円/基・月の場合(積算上の差額：30,000円)
積算で計上する費用：30,000円/基・月
- 3) 実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス 100,000円/基・月の場合(積算上の差額：90,000円)
積算で計上する費用：90,000円/基・月
- 4)実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス 200,000円/基・月の場合(積算上の差額：190,000円)
積算で計上する費用：102,000円/基・月

以下略

(以上)